



## 第4章

# 人権教育・人権啓発の推進

## 1 基本的な視点

新たな人権課題が生じるなど人権問題が複雑化・多様化している今日、様々な人権問題の根底にある共通の構造を見据えた総合的な人権教育・人権啓発の構築が求められています。

「人権文化のまちづくり」に向けて、市民参加・市民参画を得ながら人権教育・人権啓発に取り組んでいくための基本的な視点と推進策を次のとおりとします。

### (1) 自分自身の課題としての人権教育・人権啓発の推進

市民一人ひとりが人権への配慮を日常の態度や行動として自然に現すことができる人権感覚を十分に身に付け、人権を自分自身の課題としてとらえることができるよう、人権教育・人権啓発の推進に取り組みます。

### (2) 生涯にわたる多様な人権教育・人権啓発の推進

幼児から高齢者に至る幅広い年齢層の市民を対象に、地域、家庭、学校、職域等あらゆる場と機会を通して人権教育・人権啓発に取り組みます。

子どもの発達段階や市民のライフサイクルに応じて、学習意欲の高まりや興味の深まりに沿うよう、内容や手法の工夫に努めます。

### (3) 市民の理解と共感を得る人権教育・人権啓発の推進

人権教育・人権啓発は人の心のあり方にかかわるものであり、その推進にあたっては、市民に広く理解され共感を得るとともに、市民一人ひとりの自主性を尊重し、押し付けにならないように留意します。

また、行政の主体性を確保し、中立公正な立場でその役割を果たします。

## 2 人権教育・人権啓発を推進するための取組

### (1) 人権教育

#### ① 学校教育

(基本的な考え方)

学校教育においては、生命の大切さを学び、自尊感情や他の人とよりよく生きようとする意識、集団生活での規範を尊重し義務や責任を果たす態度など、「生きる力」をはぐくむ教育活動を推進します。人権教育は学校教育の重要な柱であり、子どもの実態や発達段階を踏まえ、学校の教育活動全体を通じて取り組んでいきます。

人格が形成される時期にあたる学校での人権教育の果たす役割は極めて重要です。一人ひとりの子どもが、自分の人権と同様に他者の人権をも尊重でき、それが様々な場面や状況下で具体的な態度や行動に現れるような人権教育を推進します。

#### ア 人権尊重を基本とした学校運営の推進

学校生活全体を通じて子どもたちの人権感覚をはぐくむ環境づくりに努め、人権尊重を基本とした学校運営を推進していくことが必要です。

このため、学校の教育活動の全般を人権という視点からとらえるように努めます。

さらに、人権教育に教職員が一体となって取り組む体制を整え、学校全体で目標や計画の共通理解を図りながら組織的・継続的に取り組みます。

##### ◆施策の方向性

- ・安全で楽しく学べる環境づくり
- ・個に応じた指導の充実
- ・教育相談など支援を必要とする子どもや家庭への対応の充実
- ・学校の人権教育の目標・計画を明確にし、学校全体で人権教育に取り組むための体制の整備

#### イ 指導方法・教材の開発と整備

人権についての課題意識を持って自ら考える力や実践的な行動力を育てるためには、子ども



の自主性を尊重しながら人権教育を進める指導方法や教材の開発・改善を進めていくことが必要です。

このため、知識偏重に陥らないように多様な体験活動や交流学習の実施や、学習教材に身近な事柄を取り上げるなど子どもたちの興味・関心を生かすなどの工夫を行います。

#### ◆施策の方向性

- ・確かな人権感覚を身に付けさせるための指導方法の工夫と教材の開発・整備

## ウ 人権感覚に優れた教職員の育成

人権教育を進めるうえでは子どもに接する教職員の姿勢そのものが重要であり、教職員自身が様々な人権問題への深い理解と人権に対する鋭い感性をもち、自らの人間力を高めるように努める必要があります。

このため、教職員が人権尊重の理念について十分な認識と感性を身に付けることができるよう、研修を充実させ、実践的な指導力の向上を図ります。

#### ◆施策の方向性

- ・職務に応じた教職員研修の充実
- ・実践力を高めるための効果的な研修や研修機会の拡充

## エ 地域・家庭との連携

地域・家庭・学校がそれぞれの教育機能を生かしながら連携を図り、人権教育に取り組んでいく必要があります。

このため、保護者や地域の人々の学校教育への参加や、地域・家庭・学校間の情報の共有を進めるなど「開かれた学校づくり」に努め、学校での人権教育の成果を家庭や地域にも伝えることで、人権教育の効果を高めています。

また、人権教育を一層効果的に推進するため、学校間の連携に努めます。

#### ◆施策の方向性

- ・地域・家庭・学校の連携による人権教育の推進
- ・「北九州市子どもを育てる10か条」「人権の約束事運動」などの市民運動への参加
- ・学校間・校種間連携による継続的な人権教育の推進

## ② 社会教育

(基本的な考え方)

「人権文化のまちづくり」に向けて、市民一人ひとりが人権意識を高めていくため、生涯学習の一環として、地域、家庭、職域などあらゆる場で、地域の実情に応じた多様な学習機会の充実を図ります。

人権問題が複雑化・多様化する中で、様々な人権問題についての総合的な理解ができ、学習効果や学習意欲が高まるような学習プログラムの提供に努めます。学習活動や人権を尊重したまちづくり活動に市民一人ひとりが主体的に参加することを促し、人権問題を知識として学ぶだけでなく、日常生活において態度や行動に現れるような人権感覚を身に付けられるよう、効果的な人権教育を進めます。

### ア 学習サイクルの確立と実践活動の場の創出

市民が主体的に人権学習に取り組む意識を醸成するためには、学習成果を生かした実践活動を通して新たな学習意欲を喚起し、学習活動をさらに進展させることが必要です。

このため、学習機会の提供とともに学習成果の活用に努め、学習の場と実践活動の場を結びつけるなど学習サイクルが生まれるような工夫に努めます。

また、人権・環境問題を人間の根源的な課題と認識し、生涯学習における重要なテーマとして位置付けて取り組みます。

#### ◆施策の方向性

- ・学習成果が実践活動に生かされる学習体系の整備
- ・多様な手法を用いた学習プログラムの提供
- ・市民活動団体との連携・協働による多様な学習機会や実践活動の場の提供

### イ 地域交流活動の促進

「人権文化のまちづくり」に向けて、市民一人ひとりが心と心のつながりを感じ、互いに支え合える社会を作り上げていくことが必要です。

このため、住民が気軽に参加できる地域活動や地域の実情に応じたボランティア活動等への市民の参画を促進し、個性や価値観が異なる人との交流や人権課題の当事者との交流などにより相互理解を深め、人権問題への認識を深めていくよう促します。



### ◆施策の方向性

- ・市民活動団体のネットワーク構築など市民の主体的な活動を支援する仕組づくりの検討
- ・地域活動等への青少年の参加促進
- ・地域・家庭の教育力向上の取組の推進

## ウ 指導者の育成

「人権文化のまちづくり」を市民の主体的な参加を得ながら進めていくためには、地域における学習活動、交流活動、ボランティア活動等の実践活動を活性化させていくことが必要です。このため、地域の実践活動において指導的役割を果たす人材の資質向上や養成に努めます。また、市民センター館長等の資質向上を図り、地域における効果的な人権教育の推進に努めます。

### ◆施策の方向性

- ・社会教育関係団体等の指導者や市民センター館長等に対する研修の充実
- ・社会教育関係団体等の指導者や市民センター館長等に対する情報提供や相談体制の整備

## (2) 人権啓発

### (基本的な考え方)

人権啓発の目的は、市民一人ひとりが「人間の尊厳」に基づく人権を正しく理解するとともに、その重要性を認識し、人権を尊重する態度や行動を日常生活の中で自然に現すことができる社会の実現であり、「人権文化のまちづくり」を推進していくことです。

北九州市では、総合的な人権啓発を行うため平成11年(1999年)4月に人権啓発センター(現在の人権推進センター)を設置し、市民が人権問題に関心を持ち、自発的な学習ができるよう、人権推進センターを中心としながら、講演会、研修会、人権講座等の実施や人権情報の提供、啓発イベントの実施など市民生活の中に入権尊重の精神が広範に根付くための様々な啓発活動を行っています。

個別の人権課題ごとに、男女共同参画社会の実現に向けた「男女共同参画フォーラムin北九州」、障害者への理解と交流を進める「障害者週間」、エイズに関する正しい知識の普及と啓発を目的とした「エイズデー」等において、市民一人ひとりに個別の人権課題に関する正しい